## 令和 4 年度 第 214 回佐用町農業委員会会議録

令和 5 年 3 月 20 日，午後 1 時 30 分 佐用町役場西館防災会議室 にて召集した。
1．出席者は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 | 安本 隆己 | 6 番 |
| 7 福田 範康 |  |  |  |
| 10 番 竹内 辰已 | 8 福原 正幸 | 11 番 | 間嶋 義弘 |
| 13 番 隆志 | 9 番 | 松岡 英雄 |  |
| 由美 |  | 12 番 | 花井 義信 |

2．欠席委員は次のとおりです。

|  |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．委員及び傍聴人を除くほか，議場に出席した者の氏名は次のとおりです。
農地利用最適化推進委員 吉田 将光•横山 隆夫•梅本 正見•狯山 哲博高本 耕作•藤田 修•柿本 美満夫•谷口 茂博

事務局長 井土 達也 ，書記 押田 晃英•波戸 雄太

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
（4）議案第2号 農地法第5条の許可申請について
（5）議案第3号 非農地証明の交付申請について
（6）議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。

事 務 局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは，会長か らあいさつをお願いいたします。
議 長（福田会長）みなさんこんにちは。寒暖差が激しい中，本日は暖かかったですが，福澤では本日は霜が降りて，肌寒くて体調管理が難しいと感じました。また，花粉 で涙が出る毎日を過ごしています。そんな中で皆さん大勢に参加していただき，非常にうれしく思います。さて，3月1日に会長，事務局長会議に出席しました。

いよいよ地域計画の運用をしていく中で，各方面から鋭い意見が飛んでおり，ま だまだ改善が必要と感じました。また，4月1日から農地法の改正による下限面積 の撤廃があります。農業委員会として携わっているものが少しずつですが変わっ ていっておりますので，皆様よろしくお願いいたします。

それでは，佐用町農業委員会第214回3月定例委員会を開催いたします。本日 の欠席委員はありません。したがって，ただいまの出席委員は 12 名でありますの で，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しておりま す。次に，佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき，署名委員を指名させていただきます。 3 番の蔭山委員と 4 番の大谷委員にお願いいたします。 それでは，ただいまから議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和5年3月20日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 （議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局より報告がありました，この案件につきまして，何かご意見質疑 ございませんか。
（「ありません」の声あり）
議 長 意見等がないようですので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは，報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に，議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局よ り説明願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 5 年 3 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，蔭山委員より説明願います。
3 番（蔭山委員）議席番号 3 番の蔭山です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 1 ページからになります。現地確認については 3 月 8 日 9 時 30 分より，事務局の押田さん，波戸さん，今津事務所の さんと さんとの 5 名で行いま した。申請場所は資料にありますように，J A 佐用支店の道路を挟んだ駐車場の南側にあります。譲渡人は高齢で 市に在住であるため，農地を手放したく，現在申請地の管理をされている譲受人の父へ相談したところ，譲受人が有償で譲 り受け，引き続き申請地の管理をすることで合意に至ったので今回の申請となり ました。譲受人は，5号の下限面積についても問題ありません。その他第 3 条第 2

項各号にはいずれも該当しません。その他に関する事項も特にありません。以上 を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

議
長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）

長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全

議
員 はい。
長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。続いて 2 番の案件につきま して，大谷委員より説明願います。

4 番（大谷委員）議席番号 4 番の大谷です。議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 5 ページから 9 ページになります。現地確認については 3 月 6 日 10 時 00分より，事務局の押田さん，波戸さん，当事者の さん，押田さんと私の5名で行いました。申請場所は佐用町口金近です。国道 373 号金近交差点から東へ県道を奥金近へ上っていきますと，中国自動車道の佐用ジャンクションがあり， その高架下東側になります。譲渡人は 歳の高齢で，健康面，体力的にも限界を感じ，後継者がないため，申請地が耕作放棄地となることを心配し，隣接地の所有者である譲受人に相談し，話がまとまり今回の申請となりました。3条許可基準 に関する事項ですが， 1 号，取得後は麦と大豆の作付けを計画されています。すべ ての農地を耕作されており，必要な農機具は全て揃っています。 2 号，法人ではな く個人ですので問題なし。 3 号，信託ではなく問題なし。 4 号，農作業常時要件は本人が年間 150 日，奥さんが年間 50 日，息子さんが年間 100 日で問題なし。 5 号， このところ農地の拡大をされており，自作地で $12,400 \mathrm{~m}^{2}$ で問題なし。 6 号，登記簿のとおり問題なし。 7 号，当該農地は県道，河川，姫鳥線に囲まれた単一のブロ ックとなります。取得後は農地の改良を計画されているようですが，所有者は譲受人 1 人となります。地域との調和を順守されると聞きました。水利，環境面も問題ないと思われます。その他問題になるような事柄はありません。以上をもち まして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろ しくお願いいたします。

長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて 3 番と 4 番の案件に つきまして，竹内委員より説明願います。
7 番（竹内委員）議席番号 7 番の竹内です。議案第 1 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 10 ページからになります。現地碓認については 3 月 7 日 9 時 15 分より，事務局の押田さん，波戸さん，行政書士の さんと私の 4 名で行いました。申請

場所は資料にありますように，下上月集落の集会所の西 50 メートルほど入ったと とろに位置しています。譲渡人は下徳久に住んでおられ，農地を十分に管理する ことができなくなり，申請地近隣で耕作されている譲受人に相談したところ，譲受人も経営拡大したいとのことで話がまとまり，今回の申請となりました。譲受人は 1 号の全部効率化要件については全ての農地を耕作しているため問題ありま せん。 2 号は個人であるため問題ありません。 3 号は信託ではないため問題ありま せん。 4 号は年間 150 日従事していますので問題ありません。 5 号は取得後の面積 が $34,818 \mathrm{~m}^{2}$ となり問題ありません。 6 号についても登記簿のとおり問題ありませ ん。 7 号も地元の農作業の出役にも参加され，問題ありません。以上，第 3 条第 2項各号にはいずれも該当しません。その他に関する事項も特にありません。以上 を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議の ほどよろしくお願いいたします。
続いて 4 番の案件について説明いたします。資料は 14 ページからになります。現地確認については 3 月 7 日 9 時 45 分より，事務局の押田さん，波戸さん，行政書士の】さと私の 4 名で行いました。申請場所は資料にありますように，仁位集落の東に位置しています。譲渡人は下徳久に住んでおられ，農地を十分に管理 することができなくなり，申請地近隣で耕作されている譲受人に相談したところ，譲受人も経営拡大したいとのことで話がまとまり，今回の申請となりました。譲受人は 1 号の全部効率化要件については全ての農地を耕作しているため問題あり ません。 2 号は個人であるため問題ありません。 3 号は信託ではないため問題あり ません。 4 号は年間 150 日従事していますので問題ありません。 5 号は取得後の面積が $5,988 \mathrm{~m}^{2}$ となり問題ありません。 6 号についても登記簿のとおり問題ありませ ん。 7 号も地元の農作業の出役にも参加され，問題ありません。以上，第 3 条第 2項各号にはいずれも該当しません。その他に関する事項も特にありません。以上 を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

長 審議については 1 件ずつ行います。 3 番の案件につきまして何かご意見，質疑ござ いませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員はい。
長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。続いて， 4 番の案件につきま して何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 2 号「農地法

第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年3月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，松岡委員より説明願います。
9 番（松岡委員）議席番号 9 番の松岡です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。資料は18ページからになります。現地確認については 3 月 8 日 10 時 30 分より，事務局の押田さん，波戸さん，行政書士と行いました。申請場所は資料にあ りますように，旧中安小学校から南に入って，如来田集落の一番奥にあります。譲受人の亡き夫は，平成 21 年に本件の隣接する土地に住居を建設しようとしまし たが，当初予定していた里道では工事資材の搬入が出来なかったため，急遽本件 の土地を所有者から譲り受ける契約をして進入路として整備しました。本来，農地法の手続きを申請すべきところ平成 24 年に所有者が亡くなり相続登記が未了の ままで，更にその後令和 3 年に譲受人の夫も亡くなりました。譲受人が亡夫の相続登記をしようとしたところ本件土地が登記できておらず，更に農地法に違反し ていることが判明し対応を進めてきたところ，本件土地の相続登記がやっと昨年完了し，本件の土地部分のみの分筆登記も昨年暮れ完了したため本件の申請に至 りました。立地基準による判断については，本申請地は農用地区域に該当せず， また，判定基準より第 3 種農地に該当します。また，本件土地以外に周辺の他の土地で目的を達成できる土地はありません。一般基準については，大変遺憾で始末書を提出されていますが，既に施設は建設済み，土地購入費も支払い済みです。周辺農地の影響等については，隣接者の同意書，自治会長•水利代表者の同意書 が得られてます。本件は，農地法に従った申請及び手順で進めるべき案件を，未申請で実行しており誠に遺憾ではございますが，当時の当事者が既に亡くなって おり，相続者は農地法等にのっとり申請を進めており，状況を同情すべき点もあ ると思われます。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考 えますので，ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。続いて 2 番の案件につきま して，古川委員より説明願います。
13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 2 号 2 番の案件について説明いたします。

資料は 28 ページからになります。現地確認については 3 月 7 日 13 時 30 分より，事務局の押田さん，波戸さん，—行政書士と私で行いました。申請場所は資料 にありますように，南光地区平松橋を渡ってそのまま 50 m ほど登った右手にあり ます。借受人ご夫婦は 市在住で，現在の住居では手狭になり，住宅を建て ようと土地を探していたところ，妻の実家隣である申請地の貸付について貸付人 と話がまとまり，今回の申請となりました。申請地は貸付人の家の隣にあり，1m ほど下段に位置した土地で，現状は野菜が少し栽培されている畑の状態です。一般基準については資力，信用についても特に問題ないと思われ，計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ，周辺農地の影響等についても隣接者の同意書，自治会長，水利代表者の同意書も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議 のほどよろしくお願いします。
長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和5年3月20日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 3 号，議案書をもとに朗読）
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，蔭山委員より説明願います。
3 番（蔭山委員）議席番号 3 番の蔭山です。議案第 3 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 36 ページからになります。現地確認は 3 月 8 日 10 時より，事務局の押田 さん，波戸さん，行政書士の さんん，ささんと私の5名で行いました。申請地の位置は資料にありますように，佐用駅前の道を上月方面へ 1 km くらいにある の前を左に曲がり，踏切を渡り 100 m ほどの道沿いにあります。届出人 は現在 市に生活基盤をおかれ，年に数回帰つてきています。父親が亡くなり土地の相続登記をするにあたり，申請地が畑のままであることが判明し，周囲の状況から見ても農地に復元することは不可能であると思われ，地目変更を行いた いとのことで本申請に至っています。現地の状況は，昭和 55 年町等の買収で分筆 され，駐車場，庭園，倉庫の進入路となっています。自治会長の証明もあり，同意書，始末書も添付されています。非農地となってから20年以上経過しているこ とも認められ，周囲の状況から見ても非農地としても特段の影響がないと見込ま れます。以上をもちまして本案件は許可が相当であると考えますのでご審議の程

よろしくお願いいたします。
議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。続いて 2 番の案件について は担当が私ですので，職務代理に議事進行をお願いいたします。
職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。 2 番の案件につきまして，福田委員より説明願います。
6 番（福田委員）議席番号 6 番の福田です。議案第 3 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 44 ページから 53 ページになります。現地確認は 3 月 8 日 9 時より，申請者代理人の】事務所2名，事務局の押田さん，波戸さん，私の5名で行いまし た。申請地の場所は国道 179 号線佐用町実栗交差点から県道 240 号線を江川方面 へ約 10 km 北へ行った大畠集落内の山裾高台に位置します。申請人は，両親が平成 20 年に他界され相続をしましたが，西宮市に在住されており帰郷する予定もな く毎月1回管理をしていましたが，家を含めた所有不動産を売却したく佐用町空 き家バンクに登録するために相談したところ，宅地内に農地が 2 筆あることが判明しました。申請地は昭和 32 年から 40 年にかけ造成され，宅地及び庭となって いました。地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。申請地は農地 に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。また，隣接者，自治会長の同意も得られており，始末書も添付されていますので問題な いと思います。以上を持ちまして本案件は許可が相当であると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。
職務代理 審議に入ります。 1 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
職務代理 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
職務代理 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。次の案件からは会長に議事 をお願いいたします。
議 長 それでは議事を進行します。続いて， 3 番の案件につきまして，間嶋委員より説明願います。
8 番（間嶋委員）議席番号 8 番の間嶋です。議案第 3 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 54 ページから 60 ページになります。現地確認は 3 月 7 日 9 時より，事務局の押田さん，波戸さん，行政書士の さんと行いました。申請地の位置は資料にありますように，円光寺平瀬集落トンネルの東側にあります。申請人は申請地が昭和 56 年の町道拡幅工事買収により狭小地となり不耕作地としていたところ，隣接地所有者から車庫の新築を目的として譲渡してほしいとの申出を承諾し，昭

和 63 年に申請地と隣接地に跨る車庫が建てられ，現在にいたっています。昨年，隣接地に関する非農地証明申請時の調査において登記簿上の地目が畑のままで，名義も変更されていないことが発覚し，無断転用行為の指摘となり，本申請に至 っています。現況は昭和 63 年から車庫として利用されていて，資料の写真と現況平面図のとおり申請地と隣接地に跨る車庫が建てられています。さきほどのこと は，非農地証明の審査基準の 3－2 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また，自治会長。水利代表者の同意，本人からの始末書も添付されていますので問題ないと思います。以上をもちまして本案件は許可が相当であると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 5 年 3 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長福田範康」
（議案第4号，議案書をもとに朗読）
長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは議案第 4 号については原案通り決定されました。
それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。
（午後 2 時 20 分 閉会）

令和 5 年 3 月 20 日

